

平成 30 年 6 月 14 日現在

機関番号：35402

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03258

研究課題名(和文) 歴史的建築物の活用についての法史的研究 台湾文化資産保存法を事例として

研究課題名(英文) Legal Research on the Utilization of Historic Buildings

研究代表者

宮畑 加奈子 (Miyahata, Kanako)

広島経済大学・経済学部・教授

研究者番号：20441503

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：台湾では、文化資産保存法の一連の改正過程にみられるように、多元文化の尊重による文化アイデンティティの拡張により、有形文化資産(本課題では主として建築物)の「歴史的価値」という概念が創出され、その対象が急速に拡大するとともに、財産権の損失補償等、文化資産の経済的側面に着目した施策が採用されている。文化資産の「公共利益」を主眼においた台湾の取組みは、建築物の有する私的財産権としての側面や他の「公共利益」との間で様々な相克を生じながら進展してきたが、2016年の改正により新たに指向された、多元性、経済性、民主制に加え、都市計画、文化教育、環境との調和を打ち出した方向性には、多くの示唆が含まれている。

研究成果の概要(英文)：In Taiwan, an idea of tangible cultural assets' historical value (in this context, largely referring to buildings) was created through the spread of a cultural identity that places value in multiculturalism. This can be observed in a series of revisions to the Cultural Heritage Preservation Act, the scope of which has been expanded to include measures that focus on the economic aspects of cultural assets, such as indemnity for the loss of property rights. As Taiwan has increased its focus on the public interest of cultural assets, conflict with other public interest groups and private property of the buildings has appeared. However, the revisions to policy that took place in 2016 have provided a new direction, while suggesting movement not only toward pluralism, greater economy, and democracy, but also toward urban planning, cultural education, and harmony with the environment.

研究分野：台湾法制史

キーワード：文化資産 台湾 歴史的建築物 公共利益 財産権 文化アイデンティティ 多元文化 市民参加

1. 研究開始当初の背景

(1) 植民地期建築物の文化資産化

近年、日本においても「文化政策」をめぐる学際的な思索が進行中であるが、本課題では、1990年代以降、文化資産をめぐる施策が積極的に行われている台湾に着目した。植民地期の建築物の保存・活用が文化資産として認定された上で、急速にその保存・活用が進行する台湾の社会的背景に興味を抱いたことが着想の契機となっている。同時期に建てられた日本の近代建築の保存・活用の現況が台湾とあまりにも対照的に思えたからである。

(2) 「公」と「私」の相克

文化資産の指定・登録をめぐる訴訟については、当時新聞でも多く報じられていたが、個々の歴史的建築物を私的所有権の対象として捉えることを前提としながら、公的側面を有する文化資産(文化財)の存在を重ね合わせたときに、自ずと浮かび上がってきたのが、「公」と「私」の相克、すなわち私的財産権に対する公的制約の可否という問題であった。

(3) 台湾文化資産保存法と歴史的価値

建築物の公的価値を創出するための法的枠組みとして、着目したのが台湾文化資産保存法である。その一連の史的経緯をたどることにより、台湾における建築物を対象とした文化資産の社会的位置づけと飛躍的に進展する保存・活用に向けた取り組みの本質について考察することを当初の目的とした。またその際のキーワードとして、「歴史的価値」に着目した。

2. 研究の目的

(1) 植民地期の建築物を介した台湾の「文化」概念についての考察

本課題では、日本の植民地時期の建築物(数量の多さで群を抜いている)を含む近代建築を主たる対象として、私的所有物に対する公的制約の可能性とその課題の考察を通じ、台湾の「文化」概念の変容についての考察を行うことを目的としている。

(2) 台湾の歴史的建築物の保存・活用を通じた日本の有形文化資産制度への示唆

また台湾の文化資産において、「公共利益」の優位性と行政機関の積極的な関与を可能にする法的枠組みを明らかにすることで、日本の近代建築の保存・活用への示唆を得ることを目的としている。

3. 研究の方法

(1) 文化資産保存法の史的経緯と改正点についての考察

本課題の応募以降、現行法である台湾文化資産保存法制定に至るまでの沿革(日本統治期を含む)、現行法制定以後の法改正の経緯

と文化資産概念の変容及びその問題点を踏まえ、台湾における文化資産法制の現状と課題についての整理を行った。

(2) 台湾における「公共利益」の考察

文化資産の保存・活用においては、行政機関の介入時における「公共利益」の優位性とそれを補完するための損失補償手段が重要な役割を担っている点に鑑み、具体的な事例を通じて両者の均衡がいかに構築されてきたかにつき考察を試みた。

4. 研究成果

(1) 植民地建築を媒介とした「歴史的価値」の創出

台湾の文化資産保存法には、中華民国法制における文化財法制の源流とともに日本統治時期に施行された日本の文化財法制の影響が今なお残存しており、両時代の各制度においては「歴史性」が重視され、いずれも観光需要との密接な結びつきがみられる点で共通項がみられた。しかし一方で、日本統治時期の建築物については、植民地時代の遺物として扱われる時期が長く続き、台湾における「土地の記憶」としての扱いがなされるようになったのはごく最近のことである。建築史の分野で指摘されるような「遺物」から「遺産」または「資産」へ、さらには「植民地遺産」から「文化資産」を経て、「文化遺産」へと向かう意識の転換により、台湾における民主化の進展、大地震後の歴史的建築物の存亡の危機等を媒介としながら変容していく過程が台湾文化資産保存法の進展過程には示されていた。いわゆる植民地遺産としての建築物に対する社会的意識の変容が、文化資産としての建築物の保存を推進する契機となったことは台湾の文化資産史の特徴でもある。またこれらの基礎的な成果を基に、学会(地域文化学会)での報告を行い、「文化資産としての建築物に対する価値観の差異」という示唆を得るに至った。建築物の保存に関しては、古代ギリシャや古代ローマにも通底する観念が台湾の建築物(文化資産としての)の史的経緯においても存在するが、個々の概念の質的差異は、例えば韓国における植民地遺産の「破壊」という「記憶の操作」(田口かおり『保存修復の技法と思想』)との比較によってより顕在化しうる点も、認識を新たにした点である。

また台湾の裁判例において、文化資産とは、土地(場所)と人間とのつながりを体現する存在であり、その土地の共同体が未来につながるための媒介としての意義を有するものであることが多く指摘されるが、過去の歴史をも輻輳させうる成熟した文化観への転換こそが、現在の文化資産としての建築物利用の活況を生み出す契機となった点は特筆に値する。日本統治期の建築物に対し「歴史的存在としての価値」を見出しえた点こそが、現況に至る要因ともなっている。

(2) 「多元文化」と文化アイデンティティの拡張

1997年の憲法改正により文化的多元主義が導入された台湾では、以後、文化資産の対象が大幅に拡張された。これにより、当初の古物や遺跡を中心とする対象が限定された狭隘な文化資産概念は、90年代以降の民主化により独自のアイデンティティを示すための多元的な文化概念へと変容していく。一連の改正経緯には、この多様なアイデンティティの肯定を転換点としながら、国家主導から市民参加を基盤とするより民主主義的な文化資産経営へと変化していく過程が示される。その際、建築物が過去との連続性の証左となることによって独自の文化アイデンティティを形成する要素ともなっている点が特徴的である。

山内文登「文明の思想」(『文化政策の現在1』東京大学出版会、2018)には、「文化の自律性」「国家による承認」といった概念の重要性について指摘されるが、中華民国憲法増修条文に規定された多元文化条項を端緒としながら、台湾の文化概念が飛躍的に拡張した点には、裁判を介し文化資産として承認される植民地建築の様相が示される。ここにはまた上記(1)で示したような「歴史的価値」への転換点が示されている。

(3) 「公共利益」の優位性

2016年の全面改正に至るまでの「文化資産保存法」の史的経緯においては、複合的な側面を有する社会資本としての文化資産の「公共利益」の問題が浮き彫りとなるが、台湾の文化資産保存法の運用に通底する「公共利益の優位性」という点につき、土地収用に関する憲法解釈を契機として、文化資産の問題に波及した点を指摘している。土地収用に関する議論を経て、有形文化資産の制約について、2000年の台湾最高行政法院判決では、公共利益が優先し、またその際には損失補償を要することが確認された。

(4) 経済的価値と損失補償手段

建築物の所有者の同意が得られないまま文化資産の指定・登録に移行するケースが多く見られた台湾では、財産権補償の一手段として容積移転制度が文化資産保存法に導入された点が特徴的な点といえる。行政機関が仲介者として積極的に介入する米国型の容積バンク制度が導入され、容積権としての準物権的な効力が実務上認められつつある点には、文字通り文化資産の「資産」としての経済価値に相応するかたちで、強力な行政権を仲介者としつつ公共利益の単なる実現ではなく「増進」を志向する台湾独自の文化資産保存方式が示されている。また2005年の改正の際に、従来の「保存」に付加された「活用」の文言には、文化資産の経済的側面への着目が明示されている。1997年の容積

移転制度の導入後、「規制」手段である「容積率」は実質的に「容積権」として機能するようになったが、2016年以降、容積移転をもって損失補償とする当初の解釈に代えて、従来の収用概念による損失補償の枠組みからの脱却がみられるようになっている。容積移転制度の有効性にもすでに疑問が呈されており、受け地の不足や歴史的環境保全地区全体の開発密度に対する配慮が不十分である点が指摘され、制度自体の見直しもすでに行われる等、試行錯誤が繰り返されている。

(5) 台湾文化資産保存法の新たな地平

2016年の日本法政学会研究大会報告「台湾文化資産にみる財産権と公共利益の交錯 - 新芳春茶行の古蹟指定を事例として - 」につき、学会誌『法政論叢』(第53巻第2号)に論文として掲載し、台湾における文化資産概念の拡充の経緯と民主的手続きの確保によるプロセス的正当化の重要性を提示した。

また5月開催の日本台湾学会では、「台湾の『日式建築』の現在 - その意義と機能」と題する分科会に企画者・コメンテーターとして参加し、学際的な領域で近年注目される台湾の有形文化資産につき建築学、文化人類学、社会学、法律学の視座を重ね合わせることで浮き彫りとなった、観光や商業施設としての利用を媒介としつつ、歴史的アイデンティティに日本を取り込みながら輻輳化され変容を遂げていく台湾文化資産の「かた」の存在という示唆を得た。

また今後の研究課題につながる点として、2016年の台湾文化資産保存法の改正において、多元文化の尊重、土地に制約に対する損失補償手段の整備、市民参与権の保障、文化政策・文化教育・都市計画・環境保護の総合化等の視点から、文化資産保存法の改正内容についての整理が行われた点を指摘した。ここにはまた、「異質な外在性を内在化して、新たな外在性として生み出す活動」(池上悳『文化資本論入門』)として「すでに地域に存在する潜在的可能性を引き出し、顕在化させていく」(池上、前掲書)ことを可能にする文化資産の経営観念が投影されている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計3件)

宮畑加奈子、台湾文化資産保存法改正(2016)の概要について、『広島経済大学研究論集』第40巻第3号、2017、177-183、査読無
<http://dx.doi.org/10.18996/kenkyu2017400310>

宮畑加奈子、台湾文化資産にみる財産権と公共利益の交錯 - 新芳春茶行の古蹟指定を事例として、『法政論叢』第53巻第2号、2017、187-199、査読

有

DOI : https://doi.org/10.20816/jalps.53.2_187

宮畑加奈子、台湾文化資産保存法における歴史的、文化的価値を有する「建築物」概念の変容について - 植民統治期の遺物から土地の記憶へ、『広島経済大学研究論集』第37巻第4号、2015、96 - 111、査読無

<http://harp.lib.hiroshima-u.ac.jp/hue/metadata/12190>

(当該論文は本研究費助成事業に応募後、採択決定直前に本課題に基づき執筆されたものであるため、この欄に記している。)

〔学会発表〕(計2件)

宮畑加奈子、台湾文化資産にみる財産権と公共利益の交錯 新芳春茶行の古蹟指定を事例として、日本法政学会第126回研究会、2016

宮畑加奈子、台湾における歴史的、文化的価値を有する『建築物』の活用について、地域文化学会、2015

〔その他〕

宮畑加奈子、重層化する台湾の有形文化資産について、広島陵北ロータリークラブ第1269回例会報告および記事掲載、2017、

http://ryohoku-rc.jp/wp/wp-content/uploads/2017/12/weekly_20170906.pdf

宮畑加奈子、日本台湾学会分科会(企画者、コメンテーター)、台湾の『日式建築』の現在 その意義と機能、日本台湾学会第19回学術大会第10分科会、2017、日本台湾学会ニュースレター第33号13頁、2017

<http://www.jats.gr.jp/newsletter/newsletter033.pdf>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

宮畑 加奈子 (Miyahata Kanako)

広島経済大学・経済学部・教授

研究者番号：20441503